

SNP検査に関する取扱要項

制定	平 25. 8. 9	
改正	平 26. 4. 1	平 27. 5. 1
	平 28. 4. 1	平 28. 8. 1
	平 29. 4. 1	平 29.12. 1
	令元.10. 1	令 2. 7. 1

(趣 旨)

第1 本会は、ホルスタイン種牛の遺伝的能力評価の精度向上に有効なゲノミック情報の収集と情報提供を行うため、この要項によってSNP（一塩基多型、スニップ）検査を実施する。

(検査の種類)

第2 SNP検査（以下、「検査」という。）の種類は、次のとおりとする。

(1) XTチップによる検査

(対 象)

第3 検査の対象は、次に掲げるホルスタイン種登録牛または登録を受けようとするものとする。

(1) 雄牛は乳用種雄牛後代検定事業（以下、「後代検定」という。）に参加または参加予定しているもの。

(2) 雌牛は乳用牛群検定推進事業（以下、「牛群検定」という。）に加入しているもの。ただし、未經産牛および初産牛にあつては、初産分娩後 365 日以内の検定期間中に体型審査を受けるものとする。

(3) そのほか、公共機関等が行う試験研究及び国内のゲノミック評価のための参照集団の確保に貢献するとして、本会が認めたもの。

(申 込)

第4 検査を受けようとする者は、別に定める申込書により支部又は承認団体等を経由して本会に申込む。

2 雄牛の申込みにあつては、第3項の(1)について、家畜人工授精事業体協議会会員または独立行政法人家畜改良センター（以下、「センター」という。）が証明する書類を添付または予め本会に送付する。

3 雌牛の申込みにあつては、第3項の(2)の条件を満たしていることを確認する。

4 申込みにあつて、この検査結果を利用して得られたゲノミック評価結果及びそれに付随する情報の開示について予め同意するものとする。

5 自動登録同時SNP検査を申込むときは、この要項のほかに、別に定める「自動登録同時SNP検査の実施取扱細則」により取扱う。

(検査業務)

第5 検査は、本会が認めた検査機関(以下、「検査機関」いう。)に委託して行う。

(検査試料の採取と送付)

第6 検査試料は原則として毛根とし、登録委員または本会が特に認めた者が採取を行うものと

する。

- 2 雄牛の検査試料には人工授精用精液を利用することができる。この場合は、精液所有者から検査機関に送付するものとする。
- 3 検査試料の内容及び採取、送付の方法は検査機関が定めるものによる。なお、検査に適さない試料については、再度、試料の採取と送付を求めることがある。

(料 金)

第7 検査料は次のとおりとする。

(1) X Tチップによる検査 1件につき 10,760円

- 2 検査試料の採取に要する費用は申込者の負担とし、検査のために特別の費用を要するときは、申込者はその一部又は全額を負担しなければならない。

(親子判定)

第8 SNP又はSNPの血縁を利用した血統調査を実施し、血統に疑義が生じた時は、別に定める「遺伝子型調査に関する取扱要項」に基づき親子判定を行う。親子判定に要する費用は申込者がその一部又は全額を負担しなければならない。

- 2 血統疑義を解消するための親子判定が可能であるにも関わらず、これに必要な試料採取や血統に関する調査等を拒否したときは、当該牛の登録又は証明を取消することができる。

(SNP情報の管理・利用)

第9 検査機関から報告のあった検査牛のSNP情報及び国等の事業で得られた同情報について適正に管理する。

- 2 本会は、センターが行うゲノミック評価の計算に必要なSNP情報等を提供する。
- 3 試験研究機関および改良関係団体等が、試験研究やそのほか公的な目的をもって、SNP情報を利用するときは、別に定める要領で利用申請を行うものとする。

(報告書の交付等)

第10 SNP検査を終了したときは、検査機関が発行する報告書を申込者に交付する。

- 2 SNP検査終了牛のうち、センターからゲノミック評価結果の提供があったものに対して、同評価結果を掲載した情報を申込者に交付する。
- 3 本会は、センターから公表された雄牛および雌牛のゲノミック評価結果を血統能力証明書等に掲載する。

(施 行)

第11 この要項は令和2年7月1日から施行する。

(付 則)

第12 検査機関の都合により、施行年月日以前であっても新たな検査方法に切り替えて検査を実施することができる。